

国立大学法人 東北大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業績評価に基づき、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	}	平成18年4月より本給月額を7%引き下げ、期末特別手当の支給割合を170/100から175/100に改定した。
理事		平成18年4月より本給月額を7%引き下げ、期末特別手当の支給割合を170/100から175/100に改定した。
理事(非常勤)		平成18年4月より手当月額を143,000円から134,000円に引き下げた。
監事		平成18年4月より本給月額を7%引き下げ、期末特別手当の支給割合を170/100から175/100に改定した。
監事(非常勤)		平成18年4月より手当月額を113,000円から106,000円に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円	就任	退任
法人の長	24,796	15,146	9,003	606 (地域手当) 41 (寒冷地手当)	18.11.6 1名	18.11.5 1名
理事 (5・2/12人)	84,866	56,267	25,019	2,643 (地域手当) 402 (通勤手当) 420 (単身赴任手当) 115 (寒冷地手当)	18.11.6 4名	18.11.5 6名
理事 (非常勤) (1・10/12人)	5,606	5,606	0	0	18.4.1 1名 18.11.6 3名	18.11.5 1名
監事 (1・3/12人)	15,581	10,920	4,177	437 (地域手当) 6 (通勤手当) 41 (寒冷地手当)	18.4.1 2名	18.6.30 1名
監事 (非常勤) (9/12人)	2,170	2,170	0	0	18.7.1 1名 18.11.6 1名	18.11.5 1名

注:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

年度途中で就任又は退任した理事又は監事については、1月を1/12人として換算して計算した。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 4,844	年 月 2 8	18. 11. 5	1	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額又は減額することができるが、在職期間に係る業務の進行状況を参考に標準とした。
理事A	千円 (58,568) 3,688	年 月 (36 8) 2 8	18. 11. 5	—	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額又は減額することができるが、在職期間に係る業務の進行状況を参考に標準とした。
理事B	千円 (55,573) 3,688	年 月 (33 8) 2 8	18. 11. 5	—	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額又は減額することができるが、在職期間に係る業務の進行状況を参考に標準とした。
監事	千円 2,457	年 月 2 3	18. 6. 30	1	支給額は、当該役員の業績に応じ、これを増額又は減額することができるが、在職期間に係る業務の進行状況を参考に標準とした。

注:理事A・Bについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

教職員の業績及び能力の評価を適切に反映できる給与制度を構築するとともに、各部署等に配置可能な教職員の上限数、総人件費の運用枠を設定し、適切な人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条の趣旨及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成17年9月28日閣議決定)を考慮しつつ、本学の経営戦略を効率的、効果的に実現できる機動性に富んだものとする。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、昇格、昇給を実施しているほか、勤勉手当の成績率に反映している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給割合を決定する。
昇給	従来の普通昇給と特別昇給を統合し、5段階の昇給区分を設けて、その者の勤務成績に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好な職員で昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、上位の級に昇格させることができる。
降格	勤務成績が不良な場合は、下位の級に降格させることができる。
特別手当	特に本学に顕著な貢献があると認める者には、特別手当を支給することができる。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

- ・本給表の改定
本給月額を5.1%引き下げ(一般職本給表(一)の場合)
職務の級の構成を再編(一般職本給表(一), 一般職本給表(二), 教育職本給表(一))
号俸構成の変更(改定前の号俸を4分割, 枠外号俸を廃止)
- ・本給月額を引き下げたことに伴い, 本給の調整額にかかる調整基本額を引き下げ
- ・本給表, 本給の調整額において, 経過措置を設定
- ・昇給制度の改正
普通昇給と特別昇給を統合し, 5段階の昇給区分を設け, その者の勤務成績に応じて昇給年4回の昇給時期を年1回毎年1月1日に統一して実施
- ・扶養手当の配偶者に係る支給月額を500円引き下げ(13,500円→13,000円)
- ・初任給調整手当の支給限度額を200円引き下げ(50,200円→50,000円)
- ・勤勉手当, 期末特別手当の支給割合を0.05月分を引き上げ
- ・民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準を調整するため, 従前の調整手当に替えて, 支給率を仙台市4%, 東京都特別区13%, それ以外の地域1%とした地域手当を新設し, それぞれ6%, 18%, 3%まで段階的に引き上げる
- ・病院における救命救急診療業務に対し特殊勤務手当(救命救急診療手当)を新設

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	4,060	43.5	7,235	5,223	65	2,012
事務・技術	1,115	42.4	5,658	4,135	93	1,523
教育職種 (大学教員)	2,114	45.9	8,781	6,292	58	2,489
医療職種 (病院看護師)	624	37.1	5,110	3,740	35	1,370
技能・労務職種	20	54.1	5,638	4,128	79	1,510
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	3	51.8	7,965	5,798	60	2,167
医療職種 (病院医療技術職員)	168	40.8	5,511	4,030	71	1,481
指定職種	16	59.6	15,645	11,220	76	4,425

非常勤職員	329	40.5	3,745	2,982	72	763
事務・技術	137	45.2	3,748	2,738	91	1,010
教育職種 (大学教員)	49	39.6	6,134	4,405	76	1,729
医療職種 (病院医師)	57	34.3	2,637	2,637	23	0
技能・労務職種	27	45.9	3,803	2,772	82	1,031
研究支援職種	22	34.8	3,636	3,636	36	0
研究補助職種	37	33.5	2,297	2,297	81	0

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:常勤職員のうち「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注3:常勤職員、非常勤職員のうち「技能・労務職種」とは、自動車運転手、機械操作員、実験助手、用務員などの業務に従事する者を示す。

注4:非常勤職員のうち「研究支援職種」とは、給与を教育職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示し、「研究補助職種」とは、給与を一般職本給表(一)相当で決定され、期末・勤勉手当が支給されない職種を示す。

注5:「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」は該当者がいないため記載を省略した。

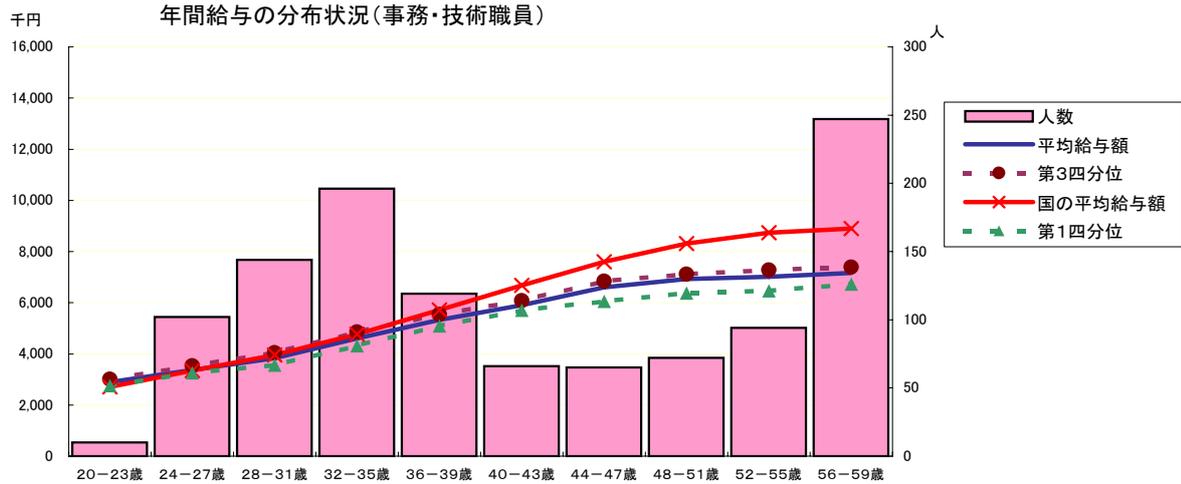
注6:常勤職員のうち「医療職種(病院医師)」及び非常勤職員のうち「医療職種(病院看護師)」、「医療職種(病院医療技術職員)」がいないため記載を省略した。

〔年俸制適用者〕

区分	人員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	96	40.5	7,060	5,229	49	1,831
教育職種 (大学教員)	96	40.5	7,060	5,229	49	1,831

注1:年俸制適用者のうち「事務・技術」、「医療職種(病院医師)」、「医療職種(病院看護師)」及び「医療職種(病院医療技術職員)」がいないため記載を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

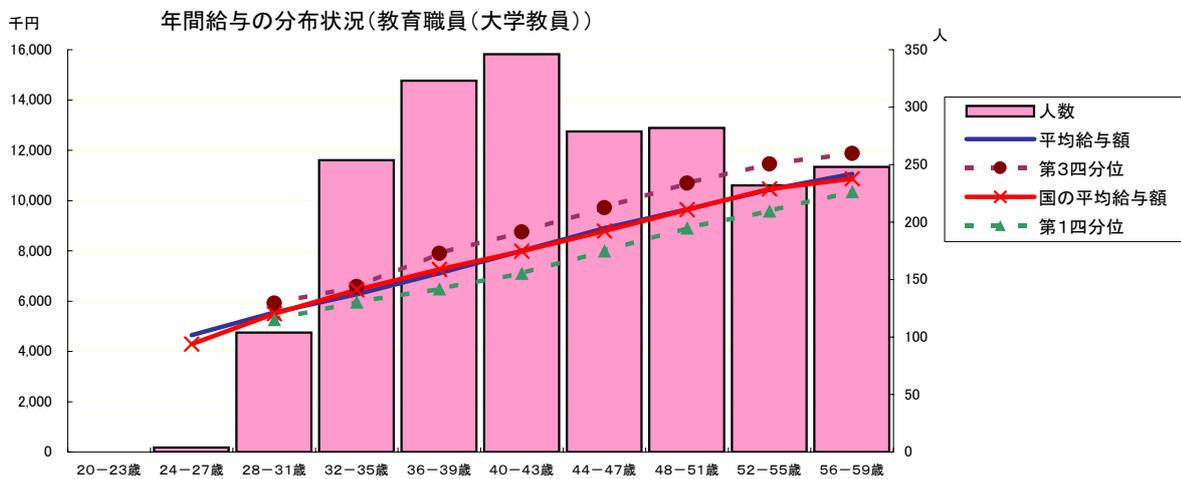


注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:年俸制適用者を含む。以下、④及び⑤において同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	11	55.1	9,429	10,295	11,360		
課長	65	53.8	7,765	8,134	8,487		
課長補佐	67	54.2	7,090	7,205	7,443		
係長	491	48.2	5,598	6,209	6,914		
主任	152	39.8	4,601	5,134	5,576		
係員	329	29.9	3,404	3,805	4,144		

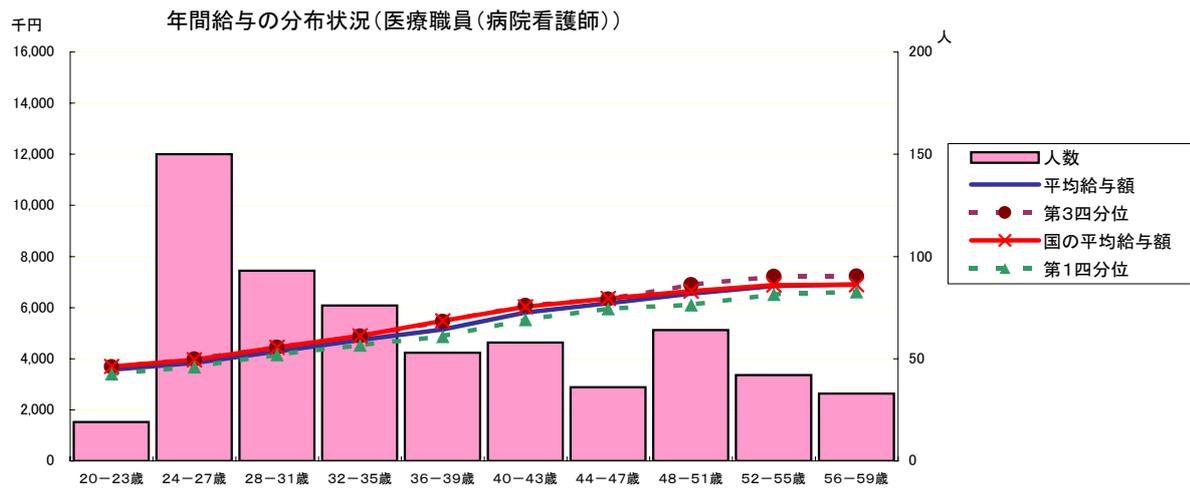
注:「課長」には、課長相当職である「事務長」及び「室長」を含む。



注:年齢24～27歳の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから第1分位及び第3分位は表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
教授	750	53.8	10,375	11,011	11,607		
准教授	573	44.6	8,172	8,615	9,186		
講師	139	43.8	7,265	7,935	8,809		
助教	688	38.3	6,041	6,478	7,062		
助手	60	43.2	5,474	6,013	6,689		



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
副看護部長	5	55.3	7,250	7,677	8,019		
看護師長	55	47.7	5,632	6,540	7,217		
副看護師長	105	46.9	6,073	6,399	6,869		
看護師	453	33.1	3,886	4,557	5,002		
准看護師	6	54.2	5,264	5,396	5,671		

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員	主任	係長	課長補佐	課長
人員 (割合)	1,115 人 ()	127 人 (11.4%)	243 人 (21.8%)	459 人 (41.2%)	204 人 (18.3%)	51 人 (4.6%)	22 人 (2.0%)
年齢(最高～最低)		36～21 歳	55～24 歳	59～29 歳	59～42 歳	59～39 歳	59～36 歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,860 千円 ～1,988	3,925 千円 ～2,482	5,211 千円 ～2,798	5,978 千円 ～4,484	6,471 千円 ～4,981	7,123 千円 ～5,757
年間給与額(最高～最低)		3,792 千円 ～2,695	5,287 千円 ～3,354	7,179 千円 ～3,780	8,148 千円 ～6,183	8,777 千円 ～7,086	9,628 千円 ～7,992

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	部長
人員 (割合)		6 人 (0.5%)	2 人 (0.2%)	1 人 (0.1%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～50 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給与年額(最高～最低)		8,603 千円 ～6,801	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与額(最高～最低)		11,652 千円 ～9,698	～ 千円	～ 千円	～ 千円

注:8級及び9級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員:年俸制以外))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2,114 人 ()	692 人 (32.7%)	137 人 (6.5%)	553 人 (26.2%)	732 人 (34.6%)
年齢(最高～最低)		62～26 歳	61～27 歳	62～28 歳	62～38 歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,979 千円 ～2,886	7,071 千円 ～3,995	7,570 千円 ～4,226	9,991 千円 ～5,785
年間給与額(最高～最低)		7,928 千円 ～3,940	9,785 千円 ～5,606	10,586 千円 ～5,890	14,027 千円 ～8,075

(教育職員(大学教員:年俸制))

区分	計	1級	2級	3級	4級
標準的な職位		助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	96 人 ()	56 人 (58.3%)	2 人 (2.1%)	20 人 (20.8%)	18 人 (18.8%)
年齢(最高～最低)		54～28 歳	～ 歳	59～34 歳	67～46 歳
所定内給与年額(最高～最低)		5,524 千円 ～2,742	～ 千円	7,306 千円 ～4,803	8,666 千円 ～6,787
年間給与額(最高～最低)		7,380 千円 ～3,660	～ 千円	9,990 千円 ～6,510	12,000 千円 ～9,360

注:2級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	624人 ()	6人 (1.0%)	453人 (72.6%)	121人 (19.4%)	39人 (6.3%)	5人 (0.8%)	0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		57～51歳	58～23歳	58～29歳	59～37歳	59～50歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		4,176～3,657千円	5,128～2,455千円	5,829～3,113千円	5,659～3,893千円	6,212～4,993千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		5,679～5,001千円	7,038～3,356千円	7,927～4,302千円	7,874～5,633千円	8,570～7,086千円	～千円

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)		0人 (0.0%)
年齢(最高～最低)		～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	64.7%	66.4%	65.6%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	35.3%	33.6%	34.4%
	最高～最低	46.3～31.2%	52.7～28.7%	48.6～29.8%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.9%	68.8%	67.4%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.1%	31.2%	32.6%
	最高～最低	40.4～31.1%	37.3～28.3%	38.8～29.6%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	63.2%	66.6%	65.0%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	36.8%	33.4%	35.0%
	最高～最低	49.9～32.5%	42.6～29.5%	44.5～31.0%
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	68.7%	67.3%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	34.2%	31.3%	32.7%
	最高～最低	46.2～30.7%	47.1～27.9%	44.4～29.2%

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.0	% 65.1	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.0	% 34.9	% 36.4
	最高～最低	% 40.4～35.5	% 37.3～32.5	% 38.8～33.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.3	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.7	% 33.2
	最高～最低	% 40.4～31.1	% 37.4～28.3	% 38.8～29.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職種)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

87.3
99.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

99.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

97.1
100.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○教育職員(大学教員)における平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 【100.0】

○比較対象職員の状況

・教育職種(大学教員)

常勤職員欄の教育職種(大学教員)2,114人及び任期付職員欄の教育職種(大学教員)96人 計2,210人
2,210人の平均年齢 45.7歳、平均年間給与額 8,707千円

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 35,835,297	千円 36,412,409	千円 (%) △ 577,112 (△ 1.6)	千円 (%) △ 869,043 (△ 2.4)
退職手当支給額 (B)	千円 5,132,884	千円 4,257,864	千円 (%) 875,020 (20.6)	千円 (%) 343,330 (7.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 7,878,478	千円 6,604,168	千円 (%) 1,274,310 (19.3)	千円 (%) 2,136,714 (37.2)
福利厚生費 (D)	千円 5,361,998	千円 5,241,131	千円 (%) 120,867 (2.3)	千円 (%) 276,041 (5.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 54,208,657	千円 52,515,572	千円 (%) 1,693,085 (3.2)	千円 (%) 1,887,042 (3.6)

注:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他の競争的資金等により雇用される教職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①「給与、報酬等支給総額」及び「最広義人件費」は、それぞれ対前年度比「△1.6%」、「3.2%」であり、給与、報酬等支給総額は、職員数の削減により減少しているが、外部資金等により雇用される職員数の増加により最広義人件費は増加している。

②人件費削減の取組

・中期目標

行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

・中期計画

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

・人件費削減の取組の進捗状況

基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」	36,412,409千円
平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	35,835,297千円
平成18年度までの人件費削減率	△1.6%

③その他

平成18年度の「給与、報酬等支給総額」	35,835,297千円
平成17年度の「人件費予算相当額」	37,795,850千円
人件費の削減率(対人件費予算相当額)	△5.2%

IV 法人が必要と認める事項

特になし。